

願書作成及び添付書類の留意事項

1. 願書作成について

○「家族状況」欄

- ・申請者本人と同一生計の家族全員を記載すること。（本人以外を記載すること。）
- ・年齢は、申請時の年齢を記入すること。

2. 添付書類について

①世帯全員の住民票の写し（コピー不可）

- ・発行3ヶ月以内であること。
- ・マイナンバーの記載がないもの。
- ・申請者と家族全員が記載されているもの。（同居・別居に関わらず）
- ・続柄の記載があるもの。

②家計支持者の所得（課税・非課税）証明書

- ・親権者（父母両方）分について、同居・別居に関わらず必ず提出すること。
（一人親の場合は、父母いずれか。父母がいない場合は、父母に代わり家計を支えている方1名。）
- ・給与所得者、自営業者等は直近の所得（課税）証明書を提出すること。
- ・無収入（専業主婦、定年退職者等）の場合は、所得が「0円」と明記された所得（非課税）証明書を提出すること。
- ・独立生計者の場合は、申請者本人（配偶者含む）の所得（非課税証明書）を提出すること。

③前年の父母、又はそれに代わって家計を支えている者の収入を証明する書類

以下の表に従って必要書類を添付すること。

| 該 当 事 項 | 必 要 書 類 等 | 発行する場所等 |
|-----------------------------------|---|------------------|
| 給与所得者 (会社員, 公務員等, パート等) | 源泉徴収票 (2025 年分・コピー可) | 勤務先 |
| 農業・林業・水産業者 (青・白・口頭は確定申告の種類を示す) | 青色 確定申告書の写 (2025 年分) | 税務署 |
| | 白色 確定申告書の写 (2025 年分) 及び収支内訳書等写 (2025 年分) | 税務署 |
| | 口頭 前年度分の市(町村) 県民税申告書の写及び農業用申告書の写等 (収入金額と必要経費がわかるもの) | 市区町村役場 |
| 商業・工業者等その他 (青・白は確定申告の種類を示す) | 青色 確定申告書の写 (2025 年分) 及び青色決算書の写 | 税務署 |
| | 白色 確定申告書の写 (2025 年分) 及び事業所得収支明細書の写 | 税務署 |
| 内 職 者 | 前年中の収入金額と必要経費を証明するもの | 賃金等支払先 |
| 家計支持者が無職者 | 直近の所得証明書 | |
| 年金(恩給) 受給者 | 年金通知はがきのコピー等、最新の年金受給額がわかるもの | 市区町村役場 社会保険庁等 |
| 1年以内に就職又は転職した者(パート・雇用形態変更・再雇用を含む) | 給与明細書(直近3か月分以上)・求人票又は年収(見込み) 証明書 雇用形態変更・再雇用の場合は、辞令の写等(年収見込みがわかるもの) | 勤務先 |
| 1年以内に退職した者又は、退職予定者 | 退職(予定) 証明書 | 勤務先 |

| | | |
|---------|--------------------|---------|
| 生活保護受給者 | 生活保護受給証明書（年額が判るもの） | 社会福祉事務所 |
| 失業保険受給者 | 雇用保険受給証明書の写 | ハローワーク |

④所得の控除に関する証明書類（該当者のみ） 以下の表に従って必要書類を添付すること。

| 該 当 事 項 | 必 要 書 類 等 | 発行する場所等 | |
|--------------------------|--|-----------------|---|
| 母子・父子の世帯 | 母子父子世帯申立書(様式あり) | | ● |
| 同一生計の中に障害者、被爆者、要介護者がいる場合 | 障害者（被爆・介護）手帳の写 | 市区町村役場 | |
| 兄弟・姉妹に就学者がいる場合（高校生以上） | 在学証明書（様式あり） 在学で発行してもらえるもの ※鉛筆書きで自宅通学・自宅外通学かを記載ください。 | 在学学校 | ● |
| 長期療養者（申請前6ヶ月以上長期療養中の者） | 長期療養に伴う特別支出明細書（様式あり）及び病院・薬局等の領収書の写、保険等の還付金額がわかるもの | 病院・薬局・保険会社等 | ● |
| 学資負担者が単身赴任している場合 | 学資負担者の単身赴任が証明できるもの 住居費・光熱水料・家具・家事用品の領収書等の写（直近1年間） 及び特別支出額証明書（様式あり） | 勤務先 本人申告 | ● |
| 火災・風水害等（申請前1年以内） | 被災証明書 被災状況申立書（様式あり） | 消防署等 学資負担者申立 | ● |

●印の用紙は、学生生活支援課奨学金担当窓口にて受け取ること。

⑤独立生計に係る証明書類（該当者のみ） 以下の表に従って必要書類を添付すること。

| 該 当 事 項 | 必 要 書 類 等 | 発行する場所等 | |
|--|---|------------|---|
| 独立生計者（法文学部生（夜間）、大学院生のみ） 次の1～3の条件全てに該当する者 1. 所得税法及び健康保険法上、父母等の扶養親族でない者 2. 父母等と別居している者 3. 本人（配偶者含む）に生活できる十分な定職収入があり、その課税証明書が発行される者 | <ul style="list-style-type: none"> 独立生計者申告書（様式あり） 本人（配偶者含む）が被保険者であることを証明できる書類（マイナ保険証をお持ちの場合：マイナポータルよりダウンロードできる医療保険の資格者情報を印刷して提出、または健康保険資格確認書の写の提出） 注）父母・祖父母等が被保険者の場合は、独立生計として認められません。 または、本人（配偶者含む）の源泉徴収票（写）または確定申告書（写）等（本人の年収が123万円以上） 注）貸与奨学金は、収入として認められません。 | 勤務先 税務署 | ● |

●印の用紙は、学生生活支援課奨学金担当窓口にて受け取ること。

※上記①～⑤に定めるもののほか、必要に応じてその他の書類の提出を求める場合がある。

3. その他

- 就職又は離職等により現在の収入額と収入証明書の金額が大きく異なる場合は、「2026年度愛媛大学基金奨学金『太陽石油奨学金』奨学生願書」の「家庭事情」欄に前年と異なる理由と令和8年1年間分の総収入額(年間見込額)を記入すること。
- 離婚協議中又は調停中等により、裁判所等からの公的書類を提出できる場合に限り、一方の親権者の書類を省略することができる。
- 審査の基準となるのは、収入（所得）額であり、借入金についての考慮はない。